スはいくつあるの 燃やせるごみのボック

軒ごとにネットを置き、そこ ーション方式」といって、数 ある緑の「ボックス方式」に よる収集、もう一つは「ステ 通りあります。 一つは昔から の収集方式は大きく分けて2 現在、市内の燃やせるごみ

にごみを出す方式です。 市内にあるボックス方式に 使用状態にもよりますが平均 購入しています。耐用年数は 500個程度です。 ボックス 内全域のボックスの数は約3 7年です。 は1台4万6500円 (税抜

オン東久留米ショッ

ピング

センター(仮称)建築事業

地球環境部環境影響評価課へ

ノ8ノ1、東京都環境局都市

8001、新宿区西新宿2

郵送または直接持参(都庁第

|庁舎8階) してください。

メーリーッ ボックス収 乂 IJ 集 の

2600カ所、ステーション

よる収集ポイントは、およそ

みを置かないのできれ が守られる(=誰が出 い」「ボックスに入れて がない」「自宅の前にご しまえばプライバシー から挙げられたのは、 こみを出さなくても大 「収集時間に合わせて したか分からない)」 「カラスやネコの被害 トとして市民の皆さん と、ボックスのメリッ 曜日を除く 7月23日 (水)

都市計画マスター プランを

置くポイントもあるので、市

環境影響評価書案の

縦覧・閲覧、

意見書の提出ができます

事業者による住民説明会を開催します

市民アンケートを見る 昨年の10月に行った 環境影響評価書案の 縦 【縦覧・閲覧期間】土曜・日

閲

氏名・「環境保全の見地からの

【日時】8月2日(土)午後

を記入の上、〒163

(消印有効) 事業名・住所・

《第1回目》

民

明 ょ

者

に

都多摩環境事務所管理課 (立 〜8月21日 (木)の午前9時 価課 (都庁第二本庁舎8階) (市役所5階)、都環境影響評 【**縦覧場所**】市環境政策課

室(市役所1階) 【閲覧場所】 市民プラザ事務 意見書の提出は7月23日 特に旧第一勧銀グラウンド 動向等を踏まえ、南沢五丁目 情勢や南沢五丁目周辺地区、

丈夫」、などでした。

か類は収集当日、朝9

(水)~9月5日(金)に

地区の地域の活性化につなが

(約5・5%)の土地利用の

地や都市型住宅地・業務地な

どに転換する「東久留米市南

導し、流通業務地を近隣商業 から、土地利用を計画的に誘 りにとって望ましいとの考え 市では、近年の社会、経済

る土地活用が、市のまちづく

市ではすべてのご

月火 木金

クス収集の問題について考えてみます。

ます。今回はその第3回目として、燃やせるごみのボッ と題してごみの問題についてシリーズでお知らせしてい

ス方式による収集です。 市内の約8割の世帯はボック 均15世帯をカバーするので、 す。 ボックスは1個に付き平 そ2200カ所となっていま 方式等によるポイントはおよ 詳しくは同課な473・2117へ。

集を行っているのは、東久留 ありません。 23区ではボックス収集方式は 米市と府中市の2市だけです。 (つ) り下げ式のボックス収 1カ所に複数のボックスを しかし、実は多摩地域で吊

の横に粗大ごみを不法投棄さ の持ち込みがある」「ボックス ないため、いつもボックス周 捨てる人がいる」「夜間、早朝 辺が臭つ」「地域外からのごみ れる」「きちんと分別しないで 「ごみ出しの時間が守られ

時までに出していただくよう お願いをしています。 ボックスにまつわる苦情

その内容はおおむね次のよう 寄せられることがあります。 にお住まいの方から、 苦情が 一方、主にボックスの近く

いうだけのものではありません。市と皆さんで現在地域 で抱える、さまざまなごみの課題を改善していきたいと ごみ対策課では、「ごみの減量・公平な負担のために」 らい

家庭ごみの有料化は、

単純にごみの袋が有料になると

にごみを出されると音がうる

個です (不法投棄は法律によ

このような場合、市ではそ

って処罰されます)。

考えています。

ごみなどの不 間2000個 法投棄物は、年 集ポイントに投棄される粗大 現在、ボックス方式の収









を超えます。もう一方の方式 古い収集ポイントには、

地等の所有者の好意と、「道路 ックスの多くは、近接した十 約700個あります。 路上に置いてあるボックスが これら道路に置いてあるボ

出し) の収集ポイントに投棄 である、ステーション方式(網

される不法投棄物は年間数十

る」という理由から きたもので、恒久的 のために使われてい いるものではありま な位置付けがされて 「当面の間」置いて こうしたことから、

> ただく声があります。 の皆さんから頻繁にお寄せい

隣接した土地の開発 から申し出があれば、 などのため、地権者

だけはちょっと..。」

続けることはできま そのボックスを置き

ボッ クス相談路上のボックスと 周辺住民の公共福祉 が整備される前から 続けています。 件数は近年増え ボックス相談の このボックス

相談の際、市民

相談」といいます。 ています。これを「ボックス ション収集方式に切り替える ブを組んでいただき、ステー 方、具体的には数軒でグルー スを撤去した後の収集のやり という調整をさせていただい

こうした

ノくン所へ	沢五丁目地区土地利用転換計 一部改訂を行いました。 一部改訂を行いました。 の一部改訂を行いました。	(1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1)	を目りた レ (哲恵でも 日無 (会場) 西東京市コール田無	のかもしれません。 この声がボックスに関する			
《事前に電話でご予約を》							
相談名	相談日時	相談員	予約開始日等	会 場			
法律相談	6日・13日 いずれも水曜日	いずれも水曜日 午前10時から 弁護士	7月31日(木)午前8時半	-\10 cc			
74 11 10	20日・27日 午前10時から		8月14日(木) 生活文化課 ☎470・7777	市役所 2階 相談室			
交通事故相談	27日(水)午後1時から	弁護士	8月21日(木)				
経 営 相 談	平日の 午前10時~午後4時	市商工会 経営指導員	前日までに東久留米市商工 会 否 471・7577	東久留米市 商工会館			
女性の悩みごと	 4日・11日 いずれも月曜 日午後1時半	午後 1 時半 上 工 久 佳 _	7月18日(金) 午前9時から	男女平等 推進 センター			
相談	18日・25日 ~ 4時半		電話で男女 8月4日(月)平等推進センター				
女性弁護士による 法 律 相 談	1日(金)午前9時半~ 午後零時半	女性弁護士	7月18日(金)				
耐 震 相 談	6日(水) 午後2時~5時	東久留米 建築設計協会	前日までに同協会事務局・桑原 建築設計事務所 む 476・1515	市役所 1 階 屋内ひろば			
教育相談室	火曜~土曜日 午前10時~ 午後5時	教育相談員	中央相談室 な 473・3667 (成美教育文化会館内教育センター)				
が 月 1日 W 主	月曜~金曜日 電話相談も可		滝山相談室☎475・8909 (西中学校隣)				
母 子 相 談	開庁日	母子自立支援員	子育て支援課 ☎ 470・7730	6			

なら、ほかの場所に移しても

今まで置いていた場所がだめ

いいから存続してください。

でもわが家の前に置かれるの

ので撤去しないでください

「ボックスはとても便利な

HB



に集まっていただき、ボック のボックスを利用する皆さん

《直接会場へど			
相談名	相談日時	相談員	会 場
知的障害者相談 身体障害者相談	13日(水)午前10時~正午 8日(金)午前10時~正午	知的障害者相談員 身体障害者相談員	市役所1階 相談室
心身障害者(児) 相 談	24時間随時吞477・2711	さいわい福祉 センター指導員	さいわい福祉 センター
動物なんでも相談	22日(金)午後1時半~2時半	獣医師	市役所 2 階 相談室
職業相談	開庁日の 午前9時~午後5時	ハローワーク 三鷹職員	市役所 6 階 ワークコーナー
消費者相談	平日の午前10時~午後4時 電話相談も可 否 473・4505	消費生活相談員	生活文化課 (市役所2階)
電話なんでも相談 (東久留米市社 会福祉協議会)	月曜・水曜・金曜日の 午前10時~午後 4 時 ☎ 474・4294	市民ボランティア 相談員	東久留米市社会福祉協議会

	《副司Uよ9》						
	妊赤	婦 ちゃ	訪ん割	問	訪問希望の方は健康課保健 サービス係 否 477・0022	助産師・保健師	ご自宅

東京都でも、交通事故相談☎03・5320・7733やヤミ金被害者相談☎03・5320・ | 4727を行っています。予約制でなく当日受け付けのため、詳しくはお問い合わせを。